

# 石川県公報

令和 2 年 4 月 20 日 (月曜日)

号 外

(第 4 2 号)

## 目 次

人事委員会  
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を  
改正する規則

1

## 人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月二十日

石 川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第六号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一医療職給料表(二)の項中「生産流通課」を「畜産振興・防疫対策課」に改める。

別表第十知事の事務部局の部計量検定所の項中 

所 長	五種
-----	----

 を

所 長	五種
次 長	長

 に改め、同表教育委員会の部事務局の項中「教員確

保・指導力向上推進室次長」を「教育振興・教員確保指導力向上推進室次長」に、

課 参 事	五種
福利厚生室次長	

 を

課 参 事	五種
企画調整室次長	
福利厚生室次長	

 に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第一及び別表第十の規定は、令和二年四月一日から適用する。

